



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*53 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)

*54 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (")

○ 告示

*516 職員の駐在に関する告示(平成15年和歌山県告示第443号)の一部改正 (人事課)

○ 訓令

*31 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令 (人事課)

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則(平成10年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1項中「第34条第11号から第26号まで」を「第34条第11号から第20号まで、第22号から第27号まで及び第36号から第39号まで」に改め、第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第54号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「県民行政部の組織」を「総務室の組織」に、「税務部の組織(第37条第一第42条)」を「削除」に、「農林水産振興部」を「産業振興部」に、「第4節 消防学校(第80条第一第82条)」を「第3節の2 県税事務所の組織(第79条の2第一第79条の80条第一第82条)」を「第4節 消防学校(第80条第一第82条)」

13) 「医科大学(第86条)
」に、「医科大学看護短期大学部(第87条・第88条)」を「削除」に、

「第8節 鳥獣保護センター(第89条第一第92条)
第9節 環境衛生研究センター(第93条第一第96条)」を「第8節 削除
第9節 環境衛生研究センター(第93条第一第96条)」を「第9節 削除
第9節の2 鳥獣保護

センター(第93条第一第96条)
センター(第96条の2第一第96条の5)」に、「保健所(第110条第一第116条)」

を「削除」に、「第20節 有功ヶ丘学園(第130条第一第132条)」を「第19節の2
第20節 保

精神保健福祉センター(第129条の2・第129条の3)
健所(第130条第一第132条の4)」に、「精神保健福祉セ

ンター(第141条・第142条)を「削除」に、「子ども保健福祉相談センター」を
「難病・子ども保健相談支援センター」に、「第30節 農林水産総合技術センター(第

160条第一第180条)」を「第30節 農林水産総合技術センター(第160条第一
第30節の2 農業大学校(第180条の2第一第18
第30節の3 就農支援センター(第180条の5第一
第30節の4 ふるさと定住センター(第180条の

第180条)
0条の4
第180条の7)
8第一第180条の10)」
「農業大学校(第186条第一第188条)
就農支援センター(第189条第一第191条)
ふるさと定住センター(第192条第一第194条)」

「削除
を「削除」に、「近畿自動車道紀南高速事務所(第195条第一第198条)」を「削除」
に改める。

第6条の表を次のように改める。

部	局	課室	班
総務部 総務部 管理局	総務学事課	総務・大学法人班 文書法制班 文教班 情報公開班	
	行政経営改革室		
	人事課	給与班 人事班 人材育成班	
	財政課	調整班 企画班 予算第一班 予算第二班	
	税務課	企画納税班 管理班 課税指導班	
	市町村課	振興班 行政班 財政班 税政班	

	管財課	管理班 庁舎営繕班 財産班
	総務事務集中課	総務事務班 物品班
危機管理局	危機管理室	
	総合防災課	防災企画班 防災対策班 防災センター整備班
	消防保安課	消防班 産業保安班
企画部	計画局	企画総務課 総務班 計画班 調査調整班
		地域振興課 振興計画班 土地利用・水資源班 地籍調査班 世界遺産・健康村推進班
		総合交通政策課 鉄道・調整班 企画調査班
	統計課	調整班 企画分析班 人口労働班 商工班 農林消費班
	人権局	人権政策課 企画班 調整班
		人権施策推進課 推進班
IT推進局	情報政策課	行政情報化班 電子県庁班 地域情報化班
	情報システム課	ネットワーク班 システム班
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課 総務企画班 温暖化対策推進班 環境計画班
		循環型社会推進課 リサイクル推進班 地域環境推進班
		廃棄物対策課 不法投棄対策班 産業廃棄物班
		環境管理課 大気環境班 水質保全班 化学物質対策班
	食の安全全局	食品安全企画課 企画安全班 水道班
		生活衛生課 衛生指導班 食品衛生班
	共生推進局	県民生活課 消費生活班 生活安全班
		NPO協働推進課 協働推進班 活動支援班
		青少年課 活動支援班 健全育成班
		男女共生社会推進課 企画調整班
福祉保健部	福祉保健政策局	福祉保健総務課 総務企画班 社会福祉班 援護班 保護班
		子ども未来課 子育て環境班 家庭福祉班 母子保健班
		長寿社会推進課 長寿社会班 振興班 サービス指導班 介護保険班
		障害福祉課 計画調整班 在宅福祉班 施設福祉班 こころの健康推進班
	健康局	医務課 計画調整班 医事班 地域医療班 看護班
		健康づくり推進課 健康づくり支援班 国保班
		健康対策課 難病対策班 感染症対策班
		薬務課 薬事血液班 指導班
商工労働部	商工政策局	商工労働総務課 総務班 政策班 計量指導班
		商工振興課 商業振興班 工業振興班
		産業支援課 企画調整班 新事業支援班 金融班
	企業立地局	企業立地課 立地プロジェクト班 情報産業立地班
		公営企業課 財務企画班 事業管理班
	観光・ブランド推進局	観光振興課 企画調整班 振興班
		観光交流課 交流推進班 新観光推進班
		ブランド推進課 総合調整班 企画開発班 マーケティング事業班
	労働政策局	労働企画課 労働福祉班 調査指導班
		雇用推進課 能力開発班 就業支援班
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課 総務班 企画班 農地利用班 工事検査班
		新ふるさと推進課 交流企画班 担い手育成班 農地活用班
		農村計画課 管理指導班 事業計画班 国営調整班
		農地整備課 技術管理班 整備班 水利防災班
	農業生	果樹園芸課 普及指導班 果樹班 野菜花き班 食育・流通班

産局 緑の雇用推進局	畜産課	振興班 経営班 衛生班
	経営支援課	金融班 組合指導班 構造改善班
	林業振興課	調整班 計画普及班 経営班 木材振興班
	森林整備課	管理指導班 治山班 森林づくり班 森林保全班
水産局	定住促進課	振興班 就業促進班 山村整備班
	水産振興課	企画振興班 漁場整備班 経営指導班 合併支援班
県土整備部	資源管理課	漁業調整班 漁業取締班
	県土整備総務課	総務班 政策企画班 経理班 防災班
	技術調査課	企画調査班 建設業班 積算検査班 公共事業改革班
	事業進行課	進行管理班 用地班 収用調整班
	道路局	道路政策課 政策班 調整班 計画班
		道路保全課 管理班 保全班 交通安全指導班
		道路建設課 国道班 県道街路班 施設班 農林道班
	河川・下水道局	河川課 河川企画班 調整班 治水班 管理班
		砂防課 管理班 計画班 保全班
		生活排水課 企画管理班 施設班
		下水道課 公共下水道班 流域下水道班
	都市住宅局	都市政策課 都市計画班 調整班 指導審査班 開発審査班
		住宅環境課 企画指導班 管理班 まちづくり推進班 公園緑地環境班
		公共建築課 指導班 営繕班 電気設備班 機械設備班
	港湾空港振興局	振興課 利用促進班 企画班
		管理整備課 管理班 港湾整備班 海岸防災班
	漁港課	管理班 計画整備班

第7条第1項の表を次のように改める。

人事課	職員厚生室	福利厚生班
果樹園芸課	エコ農業推進室	資源活用班 農業環境班
道路政策課	高速道路推進室	高速推進班

第7条第2項の表を次のように改める。

企画総務課	コスモパーク加太対策室
企画総務課	科学技術振興室
環境生活総務課	自然環境室
長寿社会推進課	介護予防推進室
公共建築課	企画保全室

第7条第3項の表中「本宮町」を「田辺市」に改める。

第8条第4項の表中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

第9条第2項の表中「社会福祉局」を「保健福祉政策局」に、「農業政策局」を「農林水産政策局」改める。

第15条総務学事課の項第13号及び第14号を次のように改める。

(13)公立大学法人和歌山県立医科大学に関すること。

(14)和歌山県公立大学法人評価委員会に関すること。

第15条総務学事課の項の次に次の1項を加える。

行政経営改革室

(1)行政改革の推進に関すること。

(2)行政組織に関すること。

(3)行政事務の合理化及び能率向上に関するこ。

(4)出資等法人の設立及び運営の指導監督に関するこ。

第15条人事課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、同条市町村課の項第19号を削り、同条管財課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 振興局の統轄に関すること。

第15条総合防災課の項を削り、同条危機管理室の項の次に次の1項を加える。

総合防災課

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関すること。

(2) 和歌山県防災会議に関すること。

(3) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に関すること。

(4) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)の施行に関すること。

(5) 防災センター整備に関すること。

第16条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第17条企画総務課の項第4号を次のように改める。

(4) 科学技術の振興に関すること(他の課室の所掌に関するものを除く。)。

第17条企画総務課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、同条地域振興課の項に次の1号を加える。

(13) 健康村構想の推進に関すること。

第19条環境管理課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)の施行に関すること。

第19条県民生活課の項第19号中「安心で安全な」を「安全で安心な」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第1号に掲げる事務のうち自然環境の保全に関する施策の企画調整及び情報収集に関する事務並びに同項第15号から第25号までに掲げる事務を所掌する。

第20条福祉保健総務課の項第19号及び第20号を削り、同条子育て推進課の項中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改め、同項中第15号を削り、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を削り、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関すること。

(10) 母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に関すること。

第20条長寿社会推進課の項に次の2号を加える。

(10) 介護予防の推進に関すること。

(11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する地域支援事業に係る市町村への助言等に関する事。

第20条障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の施行に関する事。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に関する事。

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の施行に関する事。

(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の施行に関する事。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の施行に関する事。

(6) 児童福祉法の施行に関する事(身体障害児、知的障害児及び重症心身障害児の福祉並びに育成医療に関するものに限る。)。

(7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の施行に関する事。

(8) 社会福祉法の施行に関する事(障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。)。

(9) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)の施行に関すること。
(10) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)の施行に関すること。

(11) 和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)。

(12) 障害者福祉及び障害児福祉に関すること。

(13) 重度心身障害者及び重度心身障害児の医療費の助成に関すること。

(14) 和歌山県障害者施策推進協議会、和歌山県精神保健福祉審議会、和歌山県精神医療審査会及び和歌山県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。

(15) 和歌山県子ども・障害者相談センターに関すること。

(16) 和歌山県精神保健福祉センターに関すること

(17) 県が設置する障害者支援施設等に関すること。

(18) 社会福祉法人和歌山県福祉事業団に関すること。

第20条医務課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 保健師の業務に関すること。

第20条医務課の項第24号を次のように改める。

(24) 保健所の統括及び運営に関すること。

第20条医務課の項の次に次のように加える。

健康づくり推進課

(1) 栄養士法(昭和22年法律第245号)の施行に関すること。

(2) 健康増進法の施行に関すること(食品安全企画課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 生活習慣病予防対策事業に関すること。

(4) 県民の健康づくり推進事業に関すること。

(5) 歯科保健に関すること。

(6) 食育基本法(平成17年法律第63号)の施行に関すること(健康づくりに関する限り)。

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関すること。

(8) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の施行に関すること。

(9) 和歌山県国民健康保険審査会に関すること。

(10) 和歌山県国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること(介護保険法の施行に関するものを除く。)。

(11) 和歌山県国民健康保険診療報酬審査委員の委嘱等に関すること。

第20条健康対策課の項を次のように改める。

健康対策課

(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の施行に関すること。

(2) 結核予防法(昭和26年法律第96号)の施行に関すること。

(3) らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)の施行に関すること。

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関すること。

(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の施行に関すること。

(6) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の施行に関すること。

(7) 特定疾患に関すること。

(8) 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。

(9) 財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会に関すること。

(10) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターに関すること。

第20条薬務課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「安全対策」を「適正使用及び安全対策」に改め、同号を同項第8号と

し、同項中第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

第20条の次に次の1条を加える。

第20条の2 介護予防推進室においては、長寿社会推進課の所掌事務のうち、前条長寿社会推進課の項第1号、第7号(介護予防に関する事務に限る。)、第10号及び第11号に掲げる事務を所掌する。

第21条商工労働総務課の項第13号から第20号までを削り、同条商工振興課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条商工振興課の項の次に次の1項を加える。

企業立地課

- (1) 企業誘致に關すること。
- (2) 工場立地法(昭和34年法律第24号)の施行に關すること。
- (3) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に關する条例(昭和57年和歌山県条例第7号)及び和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に關する条例(昭和58年和歌山県条例第8号)の施行に關すること。
- (4) 電源立地特別交付金に關すること。
- (5) 企業立地促進対策に係る助成及び資金貸付けに關すること。
- (6) 工業団地造成利子補給金に關すること。
- (7) 租税特別措置に係る事業用資産の買換特例を適用する工場適地の確定の申請及び証明に關すること。
- (8) 企業誘致対策本部に關すること。

第21条産業支援課の項第9号を次のように改める。

(9) 工業技術の振興に關すること。

第21条マーケティング企画課の項及びマーケティング推進課の項を削り、同条観光交流課の項の次に次の1項を加える。

ブランド推進課

- (1) 消費者情報、市場情報の収集、分析及び管理並びに生産者への情報提供に關すること。
- (2) 県産品の販路開拓及び拡大に關すること。
- (3) 県産品のマーケティング支援に係る企画立案並びに情報の収集及び発信に關すること。
- (4) ソフトアンテナショップの企画、運営に關すること。
- (5) 「わかやま喜集館」物産部門の運営に關すること。
- (6) 「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に關すること。
- (7) 民間アンテナショップに關すること。
- (8) 海外への販路開拓に關すること。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条農林水産総務課の項第2号を次のように改める。

(2) 食育の推進に關する施策の総合的な計画に關すること。

第23条農林水産総務課の項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を削り、第11号を第6号とし、第12号から第21号までを5号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

新ふるさと推進課

- (1) 新ふるさと創りに關する総合企画及び調整に關すること。
- (2) わかやま田舎暮らし支援に關すること(他の課室の所掌に屬するものを除く。)。
- (3) ふるさと定住センターに關すること。
- (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の施行に關すること。
- (5) 農業の担い手育成及び支援に關すること。
- (6) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に關する特別措置法(平成7年法律第2号)の施行に關すること。
- (7) 和歌山県農業大学校及び和歌山県就農支援センターに關すること。

- (8) 財団法人和歌山県農業公社に関すること。
- (9) 農地保有合理化に関すること。
- (10) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)及び市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の施行に関すること。

(11) 遊休農地対策に関すること。

第23条経営支援課の項を削り、同条果樹園芸課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号中「水田農業確立対策」を「水田農業構造改革対策」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第11号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 地産地消(地域で生産されたものを地域で消費することをいう。以下同じ。)並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。

(14) 種苗法(昭和22年法律第115号)の施行に関すること。

(15) 農業改良普及に関すること。

第23条果樹園芸課の項中第27号を第29号とし、第16号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の2号を加える。

(16) 農業改良助成法(昭和23年法律第165号)の施行に関すること。

(17) 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)の施行に関すること。

第23条畜産課の項の次に次の1項を加える。

経営支援課

(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)の施行に関すること。

(2) 農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)の施行に関すること。

(3) 農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)の施行に関すること。

(4) 農業金融に関すること。

(5) 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)の施行に関すること。

(6) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の施行に関すること。

(7) 農業協同組合合併助成法(昭和36年法律第48号)の施行に関すること。

(8) 農業倉庫業法(大正6年法律第15号)の施行に関すること。

(9) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関すること。

(10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の施行に関すること(農業協同組合等の共同利用施設に関するものに限る。)。

(11) 和歌山県農業共済保険審査会に関すること。

(12) 経営構造対策に関すること。

(13) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)。

第23条就農促進課の項及び新ふるさと推進課の項を削る。

第23条林業振興課の項中第16号を第22号とし、第15号の次に次の5号を加える。

(16) 緑の雇用事業に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(17) 緑の雇用事業の基本方針の策定に関すること。

(18) 緑の雇用事業の推進のための関係機関等との調整に関すること。

(19) 緑の雇用事業を恒久対策とするための取組に関すること。

(20) 紀の国森づくり基金に関すること。

(21) 木質バイオマスエネルギー等の利用促進に関すること。

第23条森林整備課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、第19号中「社団法人和歌山県林業公社」を「社団法人わかやま森林と緑の公社」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第20号を第18号とし、第21号を第19号とし、同項に次の1号を加える。

(20) 企業の森に関すること。

第23条定住促進課の項中第15号を第18号とし、第11号から第14号までを

3号ずつ繰り下げ、第10号を削り、第9号の次に次の4号を加える。

(10)緑の雇用事業の事業実施に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
。

(11)緑の雇用事業の実施計画及び事業の進行管理に関すること。

(12)緑の雇用事業による雇用促進のための関係機関等との連携に関すること。

(13)緑の雇用事業関連の新規就業希望者からの問い合わせに関すること。

第24条中「第16号から第27号」を「第18号から第29号」に改める。

第25条道路政策課の項第8号を削る。

第26条第1項中「第8号」を「第7号」に改める。

第30条の表那賀振興局の項位置の欄中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改め、同項所管区域の欄中「那賀郡」を「紀の川市 岩出市」に改める。

第31条第2項を次のように改める。

2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域は、次のとおりである。

振興局の名称	県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域
海草振興局	海南市 有田郡のうち有田川町
西牟婁振興局	御坊市 田辺市 有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町 日高郡のうち印南町、みなべ町及び日高川町 西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びすさみ町

第31条第3項中「漁港」を「近畿自動車道紀勢線の建設」に改め、同項の表中「、中辺路町、大塔村、上富田町及び日置川町」を「及び上富田町」に改める。

第32条を次のように改める。

(部等の設置)

第32条 振興局(東牟婁振興局を除く。)に次の室及び部を置く。

総務室

健康福祉部

産業振興部

建設部

2 東牟婁振興局に次の室及び部を置く。

総務室

健康福祉部

産業振興部

串本建設部

新宮建設部

3 串本建設部においては西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町を所管し、新宮建設部においては新宮市及び東牟婁郡(古座川町及び串本町を除く。)を所管する。

第3章第1節第2款の款名中「県民行政部」を「総務室」に改める。

第33条を次のように改める。

(グループの設置)

第33条 総務室に、別表第2に掲げるグループを置く。

第34条の見出し及び同条第1項中「総務課」を「総務室」に改め、同項第4号中「局内」を「局内及び県税事務所(紀南県税事務所新宮出張所を含む。)」に改め、同項第5号中「(医科大学の職員を除く。)」を削り、同項第9号中「部」を「室」に改め、同項中第27号を削り、第26号を第27号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21)安全・安心まちづくりに関すること。

第34条第1項中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号を第29号

とし、同項第32号中「部内他課及び」を削り、同号を同項第41号とし、同項第31号中「部内及び」を削り、同号を同項第40号とし、同号の前に次の10号を加える。

- (30)地域づくり等地域の振興に関すること。
- (31)防災対策に関すること。
- (32)消防に関すること。
- (33)火薬類取締りに関すること。
- (34)高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。
- (35)危機管理事務に関すること。
- (36)国民保護事務に関すること。
- (37)私立学校に関すること。
- (38)宗教法人に関すること。
- (39)国勢調査に関すること。

第34条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局においては同項第15号に規定する事務を所掌しない。

第35条及び第36条を次のように改める。

第35条及び第36条 削除

第3章第1節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第37条から第42条まで 削除

第43条第1項中「総務課」を「総務健康安全課」に、「生活福祉課」を「保健福祉課」に改め、「健康推進課」を削る。

第44条(見出しを含む。)中「総務課」を「総務健康安全課」に改め、同条第10号中「保健所総務課」を「保健所総務健康安全課」に改め、同条中第19号から第21号までを削り、第22号を第19号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (20)保護金品の交付又は徴収に関すること。
- (21)生活保護法による保護の開始、変更、停止及び廃止の決定に関すること。
- (22)生活保護法による医療券及び介護券の発行に関すること。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第46条(見出しを含む。)中「健康推進課」を「保健福祉課」に改め、同条第19号中「保健所健康推進課」を「保健所保健福祉課」に改め、同号の次に次の11号を加える。

- (20)障害者自立支援法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (21)身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (22)知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (23)児童福祉法による児童居宅支援に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること(身体障害児及び知的障害児の福祉に関するものに限る。)。
- (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関すること。
- (25)身体障害者福祉及び身体障害児福祉並びに知的障害者福祉及び知的障害児福祉に関すること。
- (26)障害者自立支援法における指定障害福祉サービス事業者の指導及び監査に関すること。
- (27)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (28)心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (29)福祉のまちづくりに関すること(他の部が所掌するものを除く。)。
- (30)社会福祉統計に関すること。

第47条を次のように改める。

(衛生環境課の所掌事務)

第47条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健所衛生環境課の所掌事務との一体的な施策の推進に関すること。
- (2) 自然公園に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関すること。

第49条第2項中「、総務課、生活福祉課、健康推進課」を「、総務健康安全課、保健福祉課」に改める。

第3章第1節第5款の款名中「農林水産振興部」を「産業振興部」に改める。

第50条から第53条までを次のように改める。

(課の設置)

第50条 産業振興部(東牟婁振興局を除く。)に、次の課を置く。

産業総務課

農業振興課

林務課

農地課

2 東牟婁振興局産業振興部に、次の課を置く。

産業総務課

農業振興課

林務課

3 課に、別表第6に掲げるグループを置く。

(産業総務課の所掌事務)

第51条 産業総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 部の予算の経理事務に関すること。
- (7) 物品の管理及び処分に関すること。
- (8) 入札及び契約に関すること。
- (9) 地域産業の振興及び育成に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) 新ふるさと創りに関すること。
- (11) わかやま田舎暮らし支援に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (12) 商業及び鉱工業の指導及び育成に関すること。
- (13) 露店営業に関すること。
- (14) 中小企業融資制度に関すること。
- (15) 企業誘致に関すること。
- (16) 観光の振興及び観光資源の開発に関すること。
- (17) 旅行業及び国際観光ホテル整備に関すること。
- (18) 職業能力開発の促進に関すること。
- (19) 雇用促進に関すること。
- (20) 優良県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (21) 食育の推進に関する施策の総合的な計画及び市町村との調整に関すること。
- (22) 地産地消の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (23) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関すること。
- (24) 農地の移動及び転用の制度に関すること。
- (25) 農事調停に関すること。
- (26) 農林水産物及び施設の災害に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (27) 漁業協同組合及びその他の水産関係団体に関すること。

- (28)水産業関係制度金融に関すること。
 - (29)水産技術の改善普及及び経営指導に関すること。
 - (30)水産物の流通及び加工に関すること。
 - (31)水産業関係の環境保全に関すること。
 - (32)水産資源の保護及び漁業調整に関すること。
 - (33)沿岸漁業等の振興及び沿岸漁業整備開発に関すること。
 - (34)漁船に関すること。
 - (35)県が施行する工事の検査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
 - (36)市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事(知事が別に定めるものに限る。)に関する現地調査に関すること。
 - (37)部内の連絡調整に関すること。
 - (38)他課の所管に属しないこと。
- 2 前項の規定に加え、海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局おいては、熊野古道等に関する事務を所掌する。
- 3 第1項の規定に加え、伊都振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局においては、次に掲げる事務を所掌する。
- (1)商工会議所及び商工会に関すること。
 - (2)世界遺産の保存及び活用に関すること。
- (農業振興課の所掌事務)
- 第52条 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)農業振興地域の整備に関すること。
 - (2)特定農山村に関すること。
 - (3)農村地域工業導入促進に関すること。
 - (4)農業経営基盤強化に関すること。
 - (5)経営構造対策に関すること。
 - (6)農地保有合理化に関すること。
 - (7)中山間地域等直接支払制度に関すること。
 - (8)農業委員会に関すること。
 - (9)小作料の調整に関すること。
 - (10)農業及び畜産業関係生産物及び施設の災害に関すること。
 - (11)農業協同組合、農業共済組合及びその他の農業関係団体に関すること。
 - (12)農業関係制度金融に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
 - (13)農業機械化の促進に関すること。
 - (14)主要農作物及び園芸特用作物に関すること。
 - (15)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
 - (16)農畜水産物の卸売市場の指導並びに流通及び加工に関すること。
 - (17)農業及び畜産業関係の環境保全に関すること。
 - (18)植物防疫並びに土壤、農薬及び肥料対策に関すること。
 - (19)動物用医薬品に関すること。
 - (20)地産地消に関すること。
 - (21)農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。
 - (22)農業改良助長法第12条第2項の事務に関すること。
 - (23)普及指導計画の策定に関すること。
 - (24)農業及び農山漁村生活技術の改良普及に関すること。
 - (25)青年等の就農促進に関すること。
 - (26)農業の担い手の確保及び育成に関すること。
 - (27)農業及び生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (28)中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関すること。
 - (29)農業及び農家経営指導に関すること。
 - (30)農山漁村男女共同参画の推進指導に関すること。
 - (31)農業及び農山漁村のグループの育成に関すること。
 - (32)農業及び農村地域リーダー育成に関すること。

- (33)専門項目又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究に関すること。
- (34)環境保全型農業の推進指導に関すること。
- (35)農業法人化の育成指導に関すること。
- (36)関係機関、団体等との相互連絡に関すること。

2 東牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、前項の事務のほか、第54条の農地課の所掌事務及び小匠防災ため池に関する事務を所掌する。
第53条第9号を削り、同条中第10号を第9号とし、第11号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、第24号中「新ふるさと創り及び緑の雇用」を「緑の雇用」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第25号を第24号とする。

第54条第2項を削る。

第55条第1項中「又は所」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	課又は所名
海草振興局建設部	総務課 事業調整課 管理課 用地課 道路整備課 工務課 街路公園課
那賀振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
伊都振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
有田振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 農林道課 河港課
日高振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路整備課 道路課 河港課
西牟婁振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 河港課
東牟婁振興局串本建設部	総務管理課 事業調整課 道路課 河港課
東牟婁振興局新宮建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 河港課

第55条の次に次の1条を加える。

(総務課の所掌事務)

第55条の2 海草振興局建設部総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)公印の管守に関すること。
- (2)文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3)職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)職員の福利厚生に関すること。
- (5)執務環境改善に関すること。
- (6)部の予算の経理事務に関すること。
- (7)公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること(事業調整課に属する事務を除く。)。
- (8)公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (9)物品の管理及び処分に関すること。
- (10)入札及び契約に関すること。
- (11)建設業に関すること。
- (12)浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。
- (13)地元負担金の徴収に関すること。
- (14)県単独市町村補助事業の補助金の交付に関すること。

第56条を次のように改める。

(総務管理課の所掌事務)

第56条 総務管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)公印の管守に関すること。
- (2)文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3)職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4)職員の福利厚生に関すること。
- (5)執務環境改善に関すること。
- (6)部の予算の経理事務に関すること。
- (7)公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること(事業調整課に属する事務を除く。)。

- (8) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (9) 物品の管理及び処分に関すること。
- (10) 入札及び契約に関すること。
- (11) 建設業に関すること。
- (12) 净化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。
- (13) 地元負担金の徴収に関すること。
- (14) 県単独市町村補助事業の補助金の交付に関すること。
- (15) 公共土木施設の管理に関すること。
- (16) 土地水面等の占用及び使用の許可に関すること。
- (17) 水防に関すること。
- (18) 国有財産の管理に関すること。
- (19) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
- (20) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関すること。
- (21) 採石法に関する事務（事業調整課の所掌に属するものを除く。）。
- (22) 砂利採取法に関する事務（事業調整課の所掌に属するものを除く。）。
- (23) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の管理に関する事務。
- (24) 公有水面埋立に関する事務。
- (25) 部内の連絡調整に関する事務。
- (26) 他課の所管に属しない事務。

2 有田振興局建設部においては、前項に規定する事務のほか漁港施設（公共用地に限る。）の管理に関する事務をつかさどる。

3 日高振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部においては、第1項に規定する事務のほか第60条第1項に規定する事務をつかさどる。

第57条の見出し及び同条第1項中「企画調査課」を「事業調整課」に改める。

第58条中「管理課」を「海草振興局建設部管理課」に改め、同条第1号中「（第33条の35第2項に規定する事務を除く。）」を削り、同条第8号及び第9号中「企画調査課」を「事業調整課」に改める。

第59条の次に次の1条を加える。

（工務課の所掌事務）

第59条の2 工務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関する事務。
- (2) 農業農村整備事業（県営農道整備事業に限る。）に関する事務。
- (3) 土地改良財産（県営農道施設に限る。）等に関する事務。
- (4) 県営林道事業に関する事務。
- (5) ふるさと林道緊急整備事業に関する事務。
- (6) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関する事務。
- (7) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関する事務。
- (8) 海岸保全区域の指定の調査に関する事務。
- (9) 港湾の指定の調査に関する事務。
- (10) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関する事務。
- (11) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関する事務。

2 前項各号に掲げるもののほか、伊都振興局建設部及び那賀振興局建設部においては、次に掲げる事務をつかさどる

- (1) 道路の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関する事務。
- (2) 道路台帳整備に関する事務。
- (3) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関する事務。

第64条から第66条までを次のように改める。

（河港課の所掌事務）

第64条 河港課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関する事務。
- (2) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関する事務。

- (3) 海岸保全区域の指定の調査に関すること。
- (4) 港湾の指定の調査に関すること。
- (5) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関すること。
- (6) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関すること。
- (7) 漁港施設(公共用地を含む。)、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関すること。
- (8) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関すること。
- (9) 県が施行する漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査、測量、設計及び施行に関すること。
- (10) 県が施行する漁港工事の検査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
- (11) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
- (12) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の執行に伴う関係法令等に基づく出願、申請、届出等に関すること。
- (13) 出願に係る漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査及び監督に関すること。

第65条及び第66条 削除

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条 削除

(出張所等の設置)

第69条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に出張所等を置く。

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
海草振興局建設部	海南工事事務所	海南省
那賀振興局建設部	紀の川流域下水道事務所	岩出市
	京奈和高速事務所	岩出市
伊都振興局建設部	国道橋本建設事務所	橋本市
西牟婁振興局建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	田辺市
有田振興局建設部	広川出張所	有田郡広川町
日高振興局建設部	切目川ダム建設事務所	印南町

3 海草振興局建設部海南工事事務所に総務管理課、用地課、高速用地課、工務課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

4 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

5 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地課を置く。

第70条第1項及び第2項を次のように改める。

海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 海南省及び海草郡の区域における道路、河川、砂防等の工事及び用地取得に関する事。

(2) 近畿自動車道紀勢線(海南省と有田川町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。

(3) 近畿自動車道紀勢線(海南省と有田川町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関する事。

(4) 近畿自動車道紀勢線(海南省と有田川町の間に限る。)の建設に伴う残土処理事業に関する事。

2 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所の所掌事務は、紀の川流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関する事とする。

第70条第7項を次のように改める。

7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとす

る。

- (1) 近畿自動車道紀勢線(海南市と有田川町の間を除く。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事務。
- (2) 近畿自動車道紀勢線(海南市と有田川町の間を除く。)の建設に伴う用地取得事務に関する事務。
- (3) 田辺西バイパスの建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事務。
- (4) 田辺西バイパスの建設に伴う用地取得事務に関する事務。
- (5) 近畿自動車道紀勢線(海南市と有田川町の間を除く。)の建設に伴う残土処理事業に関する事務。

第70条第8項及び第9項を削る。

第71条第2項の表中「有田郡清水町」を「有田郡有田川町」に、「日高郡美山村」を「日高郡日高川町」に改める。

第3章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 県税事務所の組織

(名称、位置及び所管区域)

第79条の2 和歌山県県税事務所設置条例(平成17年和歌山県条例第128号。以下「県税事務所設置条例」という。)に基づき設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域		
和歌山県税事務所	和歌山市	和歌山市	海南市	海草郡
紀北県税事務所	岩出市	紀の川市	岩出市	橋本市 伊都郡
紀中県税事務所	有田郡湯浅町	有田市	御坊市	有田郡 日高郡
紀南県税事務所	田辺市	田辺市	新宮市	西牟婁郡 東牟婁郡

(和歌山県税事務所の課の設置)

第79条の3 和歌山県税事務所に次の課を置く。

総務課

事業税課

自動車税・簡易課

不動産取得税課

納税課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(和歌山県税事務所総務課の所掌事務)

第79条の4 和歌山県税事務所総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事務。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事務。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事務。
- (4) 職員の福利厚生に関する事務。
- (5) 執務環境改善に関する事務。
- (6) 予算の経理事務に関する事務。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事務。
- (8) 物品の管理及び処分に関する事務。
- (9) 歳入の管理及び決算に関する事務。
- (10) 納税貯蓄組合に関する事務。
- (11) 納税証明書の交付に関する事務。
- (12) 他課の所管に属さない事務。

(和歌山県税事務所事業税課の所掌事務)

第79条の5 和歌山県税事務所事業税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民税及び事業税の賦課に関する事務。
- (2) 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)第3条の2第1項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関する事務。

(和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務)

第79条の6 和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税及び自動車取得税の賦課に関すること。
- (2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関すること。
- (3) 和歌山県税規則第3条の2第2項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関すること。

(和歌山県勢事務所不動産取得税課の所掌事務)

第79条の7 和歌山県税事務所不動産取得税課の所掌事務は、不動産取得税、鉱区税及び狩猟税の賦課に関することとする。

(和歌山県税事務所納税課の所掌事務)

第79条の8 和歌山県税事務所納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。）の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (2) 県税の自主納税の推進に関すること。
- (3) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。

(紀北県税事務所等の課の設置)

第79条の9 紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所（以下「紀北県税事務所等」という。）に次の課を置く。

納税課

課税課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)

第79条の10 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 予算の経理事務に関すること。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (8) 物品の管理及び処分に関すること。
- (9) 歳入の管理及び決算に関すること。
- (10) 納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 紀北県税事務所にあっては伊都振興局総務室に、紀中県税事務所にあっては日高振興局総務室に、それぞれなされた県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関すること。
- (12) 納税証明書の交付に関すること。
- (13) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。
- (14) 県税（ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。）の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (15) 県税の自主納税の推進に関すること。
- (16) 他課の所管に属さないこと。

(紀北県税事務所等の課税課の所掌事務)

第79条の11 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（次号に掲げる県税を除く。）の賦課に関すること。
- (2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関すること。
- (3) 和歌山県税規則第3条の2第1項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関すること。
- (4) 和歌山県税規則第3条の2第2項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を

受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関すること。

(出張所の設置)

第79条の12 新宮市及び東牟婁郡の所管区域において、紀南県税事務所の事務の執行の便宜を図るため、新宮市に紀南県税事務所新宮出張所を置く。

(出張所の所掌事務)

第79条の13 紀南県税事務所新宮出張所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 予算の経理事務に関すること。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (8) 物品の管理及び処分に関すること。
- (9) 県税(ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税を除く。)の徴収及び県税の滞納処分に関すること。

(10) 県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関すること。

(11) 納税証明書の交付に関すること。

(12) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。

第3章第6節から第8節までを次のように改める。

第6節 削除

第86条 削除

第7節 削除

第87条及び第88条 削除

第8節 削除

第89条から第92条まで 削除

第96条第1項の表中「疫学グループ」を削る。

第3章第9節の次に次の1節を加える。

第9節の2 鳥獣保護センター

(設置)

第96条の2 傷病鳥獣救護等鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣保護に関する調査等を行うため、鳥獣保護センターを置く。

(名称及び位置)

第96条の3 鳥獣保護センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県鳥獣保護センター	海草郡紀美野町

(所掌事務)

第96条の4 鳥獣保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病鳥獣の治療及び飼育に関すること。
- (2) 鳥獣保護に関する調査研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務に関すること。

(内部組織)

第96条の5 鳥獣保護センターに、次の課を置く。

業務課

第97条の表中「海草郡野上町」を「海草郡紀美野町」に改める。

第106条中「日高郡(龍神村及びみなべ町)」を「日高郡みなべ町」に改める。

第3章第14節を次のように改める。

第14節 削除

第110条から第116条まで 削除

第117条の表中「日高郡(龍神村及びみなべ町に限る。)」を「日高郡みなべ町」

に改める。

第120条の表中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に改める。

第127条第2項中「、橋本市」を「、岩出市、紀の川市、橋本市」に改め、「龍神村及び」を削る。

第128条第7号から第13号までを次のように改める。

- (7) 市町村の身体障害者及び知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。
- (8) 身体障害者及び知的障害者についての専門的な知識及び技術を必要とする相談並びに指導に関すること。
- (9) 身体障害者及び知的障害者についての医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導に関すること。
- (10) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (11) 肢体不自由者更生施設の入所又は通所に関すること。
- (12) 児童及びその保護者の精神保健上の診療に関すること。
- (13) その他子ども・障害者相談センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第128条第14号及び第15号を削る。

第129条中「次の課」を「次の課室」に改める。

第3章第19節の次に次の1節を加える。

第19節の2 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第129条の2 和歌山県精神保健福祉センター設置条例(平成17年和歌山県条例第72号)に基づき設置された精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市

(所掌事務)

第129条の3 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する技術指導及び技術援助に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する教育研修、広報普及及び調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談のうち複雑又は困難なものに関すること。
- (4) 和歌山県精神医療審査会の運営に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の申請に対する決定に関すること。
- (6) 障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)の決定、変更及び取消し並びに医療受給者証の返還に関すること。
- (7) 市町村が行う介護給付費等の支給決定に関する技術的事項についての協力その他必要な援助等に関すること。

第3章第20節の節名を次のように改める。

第20節 保健所

第130条から第132条までを次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第130条 保健所設置条例(昭和28年和歌山県条例第30号)に基づき設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
岩出保健所	岩出市	紀の川市 岩出市
橋本保健所	橋本市	橋本市 伊都郡

海南保健所	海南市	海南市 海草郡
湯浅保健所	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
御坊保健所	御坊市	御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
田辺保健所	田辺市	田辺市 西牟婁郡 日高郡のうちみなべ町
新宮保健所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

(内部組織)

第131条 保健所に、次の課を置く。

総務健康安全課

保健福祉課

衛生環境課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(総務健康安全課の所掌事務)

第132条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (7) 物品の管理及び処分に関すること。
- (8) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関すること。
- (9) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (10) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (11) 医事に関すること。
- (12) 地域保健医療計画に関すること。
- (13) 地域医療に関すること。
- (14) 臓器の移植に関すること。
- (15) 医師、看護師等医療従事者の養成に関すること。
- (16) 結核、感染症、その他の疾病的予防に関すること。
- (17) 細菌学的検査及び臨床検査に関すること。
- (18) 薬事に関すること。
- (19) 毒物劇物に関すること。
- (20) 薬物乱用防止に関すること。
- (21) 所内の連絡調整に関すること。
- (22) 他課の所管に属しないこと。

第3章第20節中第132条の次に次の3条を加える。

(保健福祉課の所掌事務)

第132条の2 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健及び老人保健に関すること。
- (2) 栄養の改善に関すること。
- (3) 健康づくりの推進に関すること。
- (4) 保健師に関すること。
- (5) 公共医療事業の向上及び増進に関すること。
- (6) 歯科保健に関すること。
- (7) 原爆被爆者対策に関すること。
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健及び福祉に関すること。

(衛生環境課の所掌事務)

第132条の3 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生(と畜及び食鳥関係を含む。)及びその検査業務に関すること。
- (2) 製菓衛生師に関すること。
- (3) 和歌山県魚介類行商条例に関すること。
- (4) 狂犬病予防並びに動物(産業動物及び野生鳥獣を除く。)の愛護及び管理に関すること。
- (5) 化製場等に関すること。
- (6) 水道、墓地、生活衛生営業及びその検査業務に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (8) 家庭用品に関すること。
- (9) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (10) 環境保全及び公害防止に関すること。
- (11) 廃棄物及び浄化槽に関すること。
- (12) リサイクルに関すること。
- (13) 温泉法に関すること。

(支所の設置)

第132条の4 東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、新宮保健所の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に新宮保健所串本支所を置く。

2 新宮保健所串本支所に、総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第9に掲げるグループを置く。

第133条の表中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に改める。

第137条の表中「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に改める。

第138条第7号及び第139条中「老人性痴呆疾患センター」を「老人性認知症疾患センター」に改める。

第3章第24節を次のように改める。

第24節 削除

第141条及び第142条 削除

第3章第25節を次のように改める。

第25節 難病・子ども保健相談支援センター

(名称及び位置)

第143条 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例(平成18年和歌山県条例第34号)に基づき設置された難病・子ども保健相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	和歌山市

(所掌事務)

第144条 難病・子ども保健相談支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等についての相談及び指導に関すること。
- (2) その他難病・子ども保健相談支援センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第152条第1項中「産業工芸部」を「工芸・デザイン部」に改め、「デザイン開発部」を削る。

第161条中「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に改める。

第164条第2項の表中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市」に、「有田郡吉備町」を「有田郡有田川町」に、「那賀郡粉河町」を「紀の川市」に、「日高郡中津村」を「日高郡日高川町」に改め、同表和歌山県農林水産総合技術センターの部水産試験場増殖研究所の項を削る。

第178条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 漁海況及び漁場探査の調査及び研究に関すること。
- (2) 水産資源の管理に係る調査及び研究に関すること。

(3) 水産基盤整備(漁場環境、低次生産等)の試験及び研究に関すること。

(4) 藻場の機能及び造成に係る試験及び研究に関すること。

(5) 魚介藻類の養殖技術及び病虫害対策の試験及び研究に関すること。

第178条に次の4号を加える。

(6) 魚介藻類の種苗生産、育種技術と放流技術の試験及び研究に関すること。

(7) 内水面漁業の試験及び研究に関すること。

(8) 水産物の加工、経営及び流通の情報提供に関すること。

(9) 水産に関する試験及び研究の成果の公表及び普及指導に関すること。

第179条及び第180条を次のように改める。

(水産試験場の内部組織)

第179条 水産試験場に次の部を置く。

企画情報部

資源海洋部

漁場環境部

養殖栽培部

第180条 削除

第3章第30節の次に次の3節を加える。

第30節の2 農業大学校

(名称及び位置)

第180条の2 和歌山県農業大学校設置条例(昭和57年和歌山県条例第30号)

に基づき設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県農業大学校	伊都郡かつらぎ町

(所掌事務)

第180条の3 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農村青少年の農業の技術及び経営等の研修に関すること。

(2) 農業者の総合的な生涯教育等の調査、研究及び研修に関すること。

(3) 農業機械の運転及び使用の技術についての教育に関すること。

(4) 農業に関する技術及び経営についての研究及び教育に関すること。

(内部組織)

第180条の4 農業大学校に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

研修部	総務学生課 研修課
養成部	果樹課 野菜花き課

第30節の3 就農支援センター

(設置)

第180条の5 農業の担い手を育成し、就農を促進するため、就農支援センターを置く。

(名称及び位置)

第180条の6 就農支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県就農支援センター	御坊市

(所掌事務)

第180条の7 就農支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業情報の提供に関すること。

- (2) 就農相談に関すること。
- (3) 就農のための技術、経営等の研修に関すること。
- (4) 就農支援資金の貸付相談に関すること。

第30節の4 ふるさと定住センター

(設置)

第180条の8 県内への定住促進を図るため、ふるさと定住センターを置く。

(名称及び位置)

第180条の9 ふるさと定住センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県ふるさと定住センター	東牟婁郡古座川町

(所掌事務)

第180条の10 ふるさと定住センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県内への定住のための就業生活体験研修に関すること。
- (2) 県内への定住のための農林業複合経営に関すること。

第181条の表中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市」に改める。

第183条の表中「橋本市」を「橋本市 有田市 紀の川市 岩出市」に、「伊都郡」を「伊都郡 有田郡」に、「日高群」を「日高郡」に改める。

第185条第1項の表紀南家畜保健衛生所の項中「総務課 防疫課」を「総務防疫課」に改める。

第3章第33節から第36節までを次のように改める。

第33節 削除

第186条から第188条まで 削除

第34節 削除

第189条から第191条まで 削除

第35節 削除

第192条から第194条まで 削除

第36節 削除

第195条から第198条まで 削除

第203条中「大川港」を「大川港並びに和歌浦漁港」に改める。

第205条第1号中「港湾施設及び港湾施設用地」を「港湾施設、漁港施設（有田市における漁港施設を除く。）並びに港湾施設用地及び漁港施設用地（有田市における港湾施設用地を除く。）」に改め、同条第2号中「港湾施設」を「港湾施設、漁港施設（有田市における漁港施設を除く。）」に改め、同条に次の7号を加える。

(9) 漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関すること。

(10) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関すること。

(11) 県が施行する漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査、測量、設計及び施行に関すること。

(12) 県が施行する漁港工事（知事が別に定めるものに限る。）の検査に関すること。

(13) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事（知事が別に定めるものに限る。）について必要に応じて行う現地調査に関すること。

(14) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の執行に伴う関係法令等に基づく出願、申請、届出等に関すること。

(15) 出願に係る漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査及び監督に関すること。

第210条の表和歌山県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による本県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該事項に	危機管理室
-------------	--	-------

[関する知事への意見陳述に関する事務]

第210条の表中

和歌山県障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務
----------------	--

障害福祉課

を

和歌山県障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務
和歌山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務
和歌山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院患者の定期病状報告、医療保護入院届及び退院等の請求に関する事項の審査に関する事務
和歌山県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第98条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の審議に関する事務

障害福祉課

に改め、同表和歌山県国民健康保険審査会の項中「国民健康保険課」を

[結核の診査に関する協議会] [結核予防法第48条第1項の規令及び入所命令並びに結核

「健康づくり推進課」に改め、同表中

	関する必要な事項の審議に
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症のする法律第20条第1項の規定第4項の規定による入院の重要な事項の審議に関する事
和歌山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉の規定による精神保健及び精する事項の調査審議に関する
和歌山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉の規定による入院患者の定期入院届及び退院等の請求に関する事務

定による従業禁止命患者の医療費の申請に関する事務	健康対策課
患者に対する医療による勧告及び同条間の延長に関する必務	
に関する法律第9条神障害者の福祉に関する事務	
に関する法律第12条病状報告、医療保護する事項の審査に關	
の規定による従業禁止命結核患者の医療費の申請に議に関する事務	

結核の診査に関する協議会	結核予防法第48条第1項令及び入所命令並びにに関する必要な事項の審
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染する法律第20条第1項第4項の規定による入重要な事項の審議に関する

の規定による従業禁止命結核患者の医療費の申請に議に関する事務	健康対策課
症の患者に対する医療による規定による勧告及び同条院の期間の延長に関する必	
る事務	

和歌山県農業共済保険審査会	農業災害補償法第131定による農業共済組合保険に関するその審査防及び防止に関する事の適正化に関する事項の事務
和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第71条の規県における卸売市場のする事項その他卸売市審議に関する事務
改良普及員資格試験審査委員	改良普及員資格試験条例試験に関する事務

条及び第143条の2第2項の規連合会の組合員の提起する並びに農業災害の発生、予項、共済掛金及び保険料等等に関する調査審議に関する事務	経営支援課
定により知事の諮問に応じ整備を図るための計画に関する重要事項の調査	果樹園芸課
例による改良普及員の資格	就農促進課

和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第71条の規県における卸売市場のする事項その他の卸売市審議に関する事務
和歌山県農業共済保険審査会	農業災害補償法第131条定による農業共済組合保険に関するその審査防及び防止に関する事の適正化に関する事項の事務

定により知事の諮問に応じ整備を図るための計画に関する重要事項の調査	果樹園芸課
条及び第143条の2第2項の規連合会の組合員の提起する並びに農業災害の発生、予項、共済掛金及び保険料等等に関する調査審議に関する事務	経営支援課

に改める。

第211条第2項の表総務部の部の次に次のように加える。

福祉保健部	技監	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
-------	----	-------------------------

第211条第2項の表局、課及び室の部政策審議員の項の次に次のように加える。

改革推進員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
考査員	上司の命を受け、特に指定された考査等に関する事務に従事する。

第211条第2項の表福祉保健総務課の部検査員の項の次に次のように加える。

総括検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
検査員	

第211条第2項の表福祉保健総務課の部の次に次のように加える。

子ども未来課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
長寿社会推進課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。

第211条第2項の表農林水産総務課の部職の欄中「検査員」を「総括検査員検査員」に改め、同表技術調査課の部職の欄中「技術調査課」を「公共建築課企画保全室」に改める。

第212条第1項中「、医科大学及び看護短大」を削り、同条第2項の表東京事務所の部を次のように改める。

東京事務所	企業誘致統括監	上司の命を受け、企業誘致に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	課長	上司の命を受け、当該所属機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第212条第2項の表農業大学校の部の次に次のように加える。

就農支援センター	所長代理	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
----------	------	---------------------------------------

第212条第2項の表農林水産総合技術センターの部中「、畜産試験場養鶏研究所及び水産試験場増養殖研究所」を「及び畜産試験場養鶏研究所」に改める。

第213条第1項の表振興局の部の次に次のように加える。

室	室長	上司の命を受け、総務室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理する。

第213条第2項の表県民行政部の部中「県民行政部」を「総務室」に改め、同部合併推進員の項を削り、同表東牟婁振興局県民行政部の部中「東牟婁振興局県民行政部」を「東牟婁振興局総務室」に、「当該振興局県民行政部総務課」を「当該振興局総務室」に改め、同表農林水産振興部の部を次のように改める。

産業振興部	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
-------	----	-------------------------

第214条及び第215条を次のように改める。

第214条 削除

第215条 削除

第218条を次のように改める。

(職の任命)

第218条 第211条から第213条まで及び第216条の規定に定める職は、吏員である職員のうちから、知事が命ずる。

2 前条の規定に定める職は、吏員以外の職員のうちから、知事が命ずる。

第219条第1項の表中「高野口保健所長」を「橋本保健所長」に、「高野口保健次

長」を「橋本保健所次長」に改め、同表有功ヶ丘学園知的障害児部長の項を削り、同条第3項の表中「高野口保健所」を「橋本保健所」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第 221 条を次のように改める。

第 221 条 削除

別表第1の表出納室那賀分室の項中「那賀郡」を「岩出市及び紀の川市」に改める。

別表第2から別表第9までを次のように改める。

別表第2（第33条、第220条関係）

振興局総務室のグループ

区分	係名
海草振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
那賀振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
伊都振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
有田振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
日高振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
西牟婁振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ
東牟婁振興局総務室	総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ

別表第3（第34条関係）

振興局総務室所管のかい及びその内部組織

区分	所管のかい及びその内部組織
那賀振興局総務室	紀の川市及び岩出市に所在するかい（農林水産総合技術センターにあっては他の振興局総務室が所管する内部組織を除く。ただし、水産試験場内水面試験地を含む。）
伊都振興局総務室	橋本市及び伊都郡に所在する各かい
有田振興局総務室	有田市及び有田郡に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター果樹試験場
日高振興局総務室	御坊市及び日高郡（みなべ町を除く。）に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター暖地園芸センター及び農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所
西牟婁振興局総務室	田辺市、みなべ町並びに西牟婁郡（すさみ町を除く。）に所在する各かい（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）並びに農林水産総合技術センター林業試験場及び農林水産総合技術センター水産試験場増養殖研究所
東牟婁振興局総務室	新宮市及び東牟婁郡（古座川町及び串本町を除く。）に所在する各かい（紀南県税事務所新宮出張所を含む。）

別表第4 削除

別表第5（第43条、第49条関係）

振興局健康福祉部のグループ

区分	支所及び課名	グループ名
海草振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
那賀振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ
	衛生環境課	衛生環境グループ
伊都振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ

	衛生環境課	衛生環境グループ	
有田振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務グループ 保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
日高振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
西牟婁振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生グループ 環境グループ	
東牟婁振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
東牟婁振興局健康福祉部	東牟婁振興局健康 福祉部串本支所	総務健康 安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
		保健福祉課	保健福祉グループ
		衛生環境課	衛生環境グループ

別表第6(第50条関係)
振興局産業振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
那賀振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
伊都振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
有田振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
日高振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備第一グループ 整備第二グループ
西牟婁振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地第一グループ 産地第二グループ 担い手グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
東牟婁振興局 産業振興部	産業総務課	総務水産グループ 産業グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ 農地グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ

別表第 7 (第 55 条、第 69 条、第 73 条関係)

振興局建設部のグループ及び担当

区分	事務所名及び課名	グループ及び担当名
海草振興局 建設部	総務課	総務グループ
	事業調整課	事業調整グループ
	管理課	道路管理グループ 河川管理グループ
	用地課	用地グループ
	道路整備課	整備グループ 機動担当
	工務課	道路グループ 治水グループ
	街路公園課	街路公園グループ
	海南工事事務所	総務管理課 総務グループ 管理グループ
		用地課 用地グループ
		高速用地課 高速用地グループ
		工務課 道路グループ 治水グループ
那賀振興局 建設部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	工務課	道路グループ 機動担当 治水グループ
	農林道課	農林道グループ
	紀の川流域下水道事務所	管路グループ 净化センターグループ
伊都振興局 建設部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	工務課	道路グループ 機動担当 治水グループ
	農林道課	農林道グループ
	国道橋本建設事務所	用地グループ 建設グループ
有田振興局 建設部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	道路課	道路グループ 機動担当
	農林道課	農林道グループ
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	二川ダム管理事務所	管理グループ
日高振興局 建設部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	道路整備課	整備グループ 機動担当
	道路課	道路グループ 農林道グループ
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	切目川ダム建設事務所	工務グループ
	用地課	用地グループ
西牟婁振興局 建設部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ
	用地課	用地グループ
	建築課	建築グループ 営繕グループ
	道路整備課	整備グループ 機動担当
	道路課	道路グループ

	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	近畿自動車道紀南高速 事務所	用地課
東牟婁振興 局串本建設 部	総務管理課	総務グループ 管理グループ 用地グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	道路課	道路グループ 機動担当 農林道グループ
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ
	七川ダム 管理 事務所	管理グループ
東牟婁振興 局新宮建設 部	総務管理課	総務グループ 管理グループ
	事業調整課	事業調整グループ 建築グループ
	用地課	用地グループ
	道路課	道路グループ 機動担当
	河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ

別表第8（第79条の3、第79条の9関係）

県税事務所のグループ

区分	課名	グループ名
和歌山県税事務所	総務課	総務管理グループ
	事業税課	法人グループ 個人グループ
	自動車税・間税 課	自動車・間税グループ 軽油調査グループ
	不動産取得税課	不動産第一グループ 不動産第二グループ
	納稅課	特別整理グループ 滞納整理第一グループ 滞納整理第二グループ
紀北県税事務所	納稅課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ
紀中県税事務所	納稅課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ
紀南県税事務所	納稅課	管理収納グループ
	課税課	課税グループ

別表第9(第111条関係)

保健所のグループ

区分	支所及び課名	グループ名	
岩出保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
橋本保健所	総務健康安全課	総務グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
海南保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
湯浅保健所	総務健康安全課	総務グループ 保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
御坊保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
田辺保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ	
	衛生環境課	衛生グループ 環境グループ	
新宮保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ	
	保健福祉課	障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	
新宮保健所 本支所	新宮保健所串 本支所	新宮保健所串 本支所	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	保健福祉グループ	
	衛生環境課	衛生環境グループ	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第516号

職員の駐在に関する告示(平成15年和歌山県告示第443号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から実施する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村 良樹

第2項中「東牟婁振興局県民行政部総務課」を「東牟婁振興局総務室」に改め、同項の表中「東牟婁振興局県民行政部」を「東牟婁振興局総務室」に改める。

第3項を次のように改める。

3 振興局建設部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野駐在	海草郡紀美野町	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
西牟婁振興局建設部	日高郡龍神村安井65の19	龍神駐在	日高郡龍神村	
	東牟婁郡本宮町本宮254の4	本宮駐在	東牟婁郡本宮町	

(2) 道路整備員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町	
有田振興局建設部	有田郡有田川町東大谷845の3	有田川詰所	有田郡有田川町の一部	
日高振興局建設部	田辺市龍神村安井65の19	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村安井65の19	龍神詰所	田辺市の一一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	新宮市の一一部 北山村	
東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡すさみ町周参見4075	すさみ詰所	西牟婁郡すさみ町 東牟婁郡古座川町の一部	

第5項の表を次のように改める。

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
農作物病害虫防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病害虫防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

第6項の表農林水産総合技術センター林業試験場の項駐在場所の欄中「西牟婁郡」を「田辺市」に改め、同項名称の欄中「中辺路試験地」を「田辺試験地」に改め、同表農林水産総合技術センター水産試験場の項駐在場所の欄中「那賀郡」を「紀の川市」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第31号

府内一般

各地方機関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県内部組織規則の一部を改正する訓令

和歌山県内部組織規程(平成8年和歌山県訓令第13号)の一部を次のように改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「福祉保健部社会福祉局子育て推進課」を「福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課」に改め、同条第2項中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条第1項中「農林水産部農業政策局農林水産総務課」を「農林水産部農林水産政策局農林水産総務課」に改め、同条第2項中「第20号」を「第15号」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。